

佐賀県告示第百七十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十四年六月二十二日から平成二十四年七月二十三日まで佐賀県交通政策部道路課及び有明海沿岸道路整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年六月二十二日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 十五中原線	佐賀市嘉瀬町大字十五字二本谷籠三 一〇番一地先から 佐賀市嘉瀬町大字十五字二本谷籠三 八七番地先まで	平成二四・六・二二